

松江城（城山公園）内の活用許可基準について

趣旨

○城山公園にある国宝松江城天守や史跡松江城など貴重な文化財の価値を守りながら、地域・観光資源として適切に活用し、松江城の魅力向上又は松江市の活性化につなげるため、城山公園内の活用許可基準を明確化する。

活用に際して必要となる申請

- 都市公園で次に掲げる行為をしようとする者は、松江市都市公園条例に基づく許可申請が必要。
- （１）募金その他これに類する行為をすること。
 - （２）業として写真又は映画を撮影すること。
 - （３）物品販売、宣伝、興行その他これらに類する行為をすること。
 - （４）競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

城山公園内の活用許可基準

○次の３点に該当する事業の「行為許可申請」について許可する。

- （１）本市が主催又は共催する事業及び主催・共催と同等に扱うべき事業

《主催・共催と同等に扱うべき事業》

- ・本市が関与する組織・団体が行う事業
- ・学校行事、保育園・幼稚園行事
- ・学術調査等

- （２）本市以外の団体が行う事業に対して、市又は教育委員会が後援又は名義後援をする事業

- （３）その他、次のいずれかの効果が得られる事業

ア) 松江城又は松江市のPRを図ることができ、誘客効果やシティプロモーション効果を得られるもの

イ) 松江城又は松江市のイメージ向上を図ることができて、市民、観光客等の松江城への愛着を深めることができるもの

※なお、（１）（２）（３）いずれかの場合においても、土地及び建物の占用を必要とするものは、事前に占用許可を得たものでなければならない。

許可に際しての前提条件

○次のいずれかに該当するときは、松江市都市公園条例及び文化財保護法に基づき許可しない。

- （１）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- （２）集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- （３）建物又は附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- （４）安全性確保の観点から、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

- (5) 管理上支障があると認められるとき。
- (6) 文化財の保存に影響を及ぼすおそれがあるとき。
※このほかにも松江市都市公園条例に基づく禁止行為がある。

有料区域でのイベント類について

(1) 松江城天守

- ・ 観覧者が落ち着いた環境で国宝天守の価値を堪能できるようにするため、天守内では原則としてイベント類は実施しないこととする。
- ・ イベント類を実施する場合においても、市長が特に認めたものに限る。
※このほかにも城山公園の管理に関する条例に基づく禁止行為がある。

(2) 興雲閣（2階大広間）

- ・ 興雲閣（2階大広間）を利用しようとする者は、興雲閣の設置及び管理に関する条例に基づく許可が必要。
※次期の指定管理から、指定管理者が許可をする。
- ・ 次のいずれかに該当するときは、興雲閣の設置及び管理に関する条例及び島根県文化財保護条例に基づき許可しない。
 - ア) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - イ) 暴力団員による不法な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
 - ウ) 長期間にわたる継続利用により他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - エ) 興雲閣を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
 - オ) 興雲閣の管理上支障となるおそれがあると認められるとき。
 - カ) 文化財の保存に影響を及ぼすおそれがあるとき。※このほかにも興雲閣の設置及び管理に関する条例に基づく遵守事項がある。

推奨する活用内容

○次に掲げる計画や施策に関する活用を推奨する。

- (1) 「史跡松江城保存活用計画」（平成29年3月策定）で設定する地区ごとの活用方針に沿うもの
- (2) 松江市総合計画に掲げる施策に沿うもの

※指定管理者は、松江市都市公園条例に基づく行為許可並びに興雲閣の設置及び管理に関する条例に基づく利用許可を行う際に、上記の松江城（城山公園）内の活用許可基準を適用する。

《関係条例（抜粋）》※禁止行為、遵守事項

松江市都市公園条例

（行為の禁止）

第8条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- （1） 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- （2） 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （3） 土地の形質を変更すること。
- （4） 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- （5） 貼紙若しくは貼札をし、又は広告をすること。
- （6） 立入禁止区域に立ち入ること。
- （7） 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- （8） たき火及び野営をすること。
- （9） 都市公園をその用途外に使用すること。

城山公園の管理に関する条例

（天守内での禁止行為）

第6条 天守内では次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） けん騒の行為をすること。
- （2） 許可を受けた場合を除くほか、物品を販売し、又は陳列をすること。
- （3） 喫煙又は飲食をすること。
- （4） 陳列品に手を触れること。
- （5） 窓に登り、又は窓から物を投下すること。

興雲閣の設置及び管理に関する条例

（遵守事項）

第7条 興雲閣に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。
- （2） 興雲閣を損傷するおそれのある行為をしないこと。
- （3） 興雲閣内で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （4） 危険物を持ち込まないこと。
- （5） 許可なく物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- （6） 許可なく貼紙その他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、興雲閣の管理上必要な指示に従うこと。

《史跡松江城保存活用計画（抜粋）》※地区ごとの活用方針

※下線部はイベント類に関する部分など強調箇所

①本丸地区

天守を中心とするこの地区は、松江城のシンボリックな地区なので、公開するだけでなく歴史・文化的なイベントの開催や日常の管理体験を実施するなど市民、NPO等と一体化した幅広い活用を図っていく。

②二之丸地区

東側は、櫓復元や遺構平面表示など調査等の成果を活かして史跡整備を実施した空間であり、西側は、近代に建築された興雲閣と移築された松江神社が所在する空間になっており、松江城の歴史の重層性を顕著に示す場所である。

したがって、活用の方針は、東側と西側では自ずと異なり、東側は、復元した歴史的建造物や遺構平面表示を、学習素材的に生かした活用が望ましく、西側の、松江神社については、藩主家とその歴史に関わる神社としての敬意と信仰の対象として活用すること、興雲閣については、建物の外部の意匠や内部の広さを活かした様々なイベント、或は休憩施設として活用することが求められる。

③二之丸下ノ段地区

二之丸下ノ段地区は、米蔵や寺社修理方、御破損方、御小人長屋、萩田屋敷などの地下遺構があり、そのうち寺社修理方・御破損方については、発掘調査の成果を活かして復元風に建物を建て、休憩施設やガイダンス施設、一部公衆トイレとして活用を図っている。米蔵については、遺構平面表示を行い、排水路は、検出された遺構を改修してそのまま活用している。それ以外は、復元等はなされておらず、広く開放的な空間を形成している。現在も松江城のメイン入口に当たり、休憩や便益施設も整った活用の利便性が高い地区である。今後は、市民や観光客がスムーズに散策できるだけでなく、様々な文化イベントが開催できるような環境と空間形成が必要である。

④中曲輪・腰曲輪地区

中曲輪・腰曲輪地区は、多くの石垣で囲まれた地区で、埋門跡や水ノ手御門跡、ギリギリ御門跡などの遺構が表示され、史跡松江城の中で最も身近に石垣を観察できる地区であり、そのことを利用した活用が必要である。また、表示されている遺構は、史跡松江城を理解した上で、重要な要素として活用を図る必要がある。

⑤後曲輪・外曲輪地区

この地区は椿谷と呼ばれ、それは代々の藩主が参勤交代の折に江戸や京都の椿を持ち帰り、ここに植えたからだと言われ、そのことを裏付けるように、城内の植生の中で最も数が多いヤブツバキの約半数がここで生息している。

近代以降には屋外バレーボール場や相撲場、遊園地として利用され、その後、公園としての修景植栽や四阿などが整備され現在の姿に至っている。

今後も、地下遺構も少ないと考えられるため史跡整備空間としての活用より、公園的な活用が相応しく、市民の憩いの空間として散策等に活用できる。

⑥北之丸地区

松江護国神社としての維持・継承を図る。斜面には、近世から続く植生が所在するため保護・保存を図る必要がある。

⑦城山稲荷神社地区

城山稲荷神社は、未指定地であるが、松平直政が勧請した歴史ある神社であり、多くの見学者や参拝者で賑わっている。したがって、神社敷地の歴史的風致を維持し、松江城の価値と関連する要素として保護・保存に努め、松江城と歴史を共有する神社として活用を図る必要がある。

北の内堀沿いに整備された散策路は、小泉八雲旧居や武家屋敷の家並みを眺めながら散策ができるよう整備された、憩いの空間になっている。

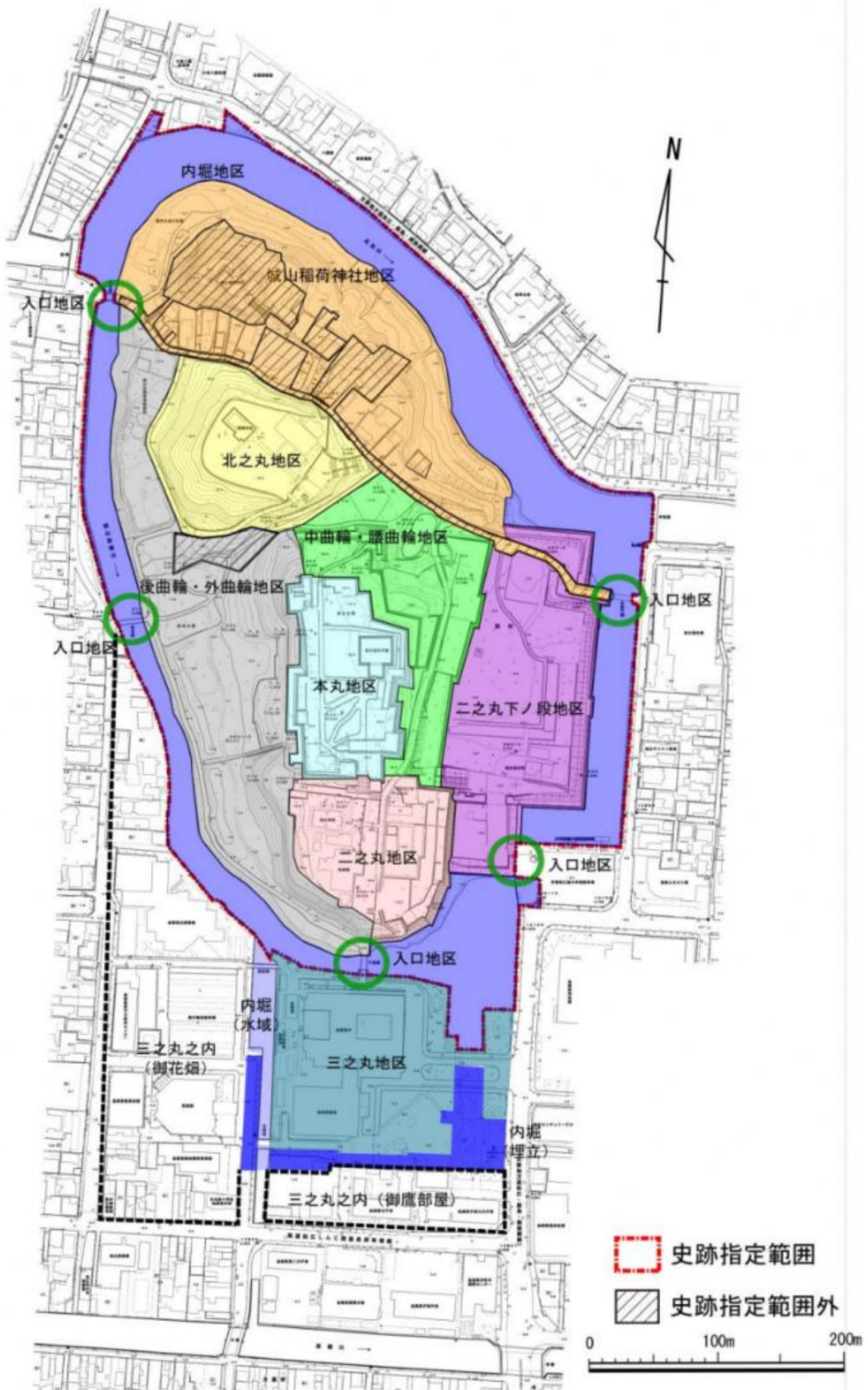


图 3-5 史跡松江城地区区分图